

災害復旧事業制度の概説

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 災害査定官 さいとう あつし 齋藤 充

1. はじめに

我が国はその地理的位置、地形、地勢等から極めて自然現象による災害を受けやすく、毎年、台風、豪雨、地すべり、地震等により全国各地に多くの災害が発生し、多数の尊い人命と多大の財産を失い、国民生活や社会経済に大きな影響を与えている（写真－1）。

平成30年に発生した国土交通省所管の公共土木施設に係る被害額は、直轄災害848億円、補助災害5,815億円、合計6,663億円となっており、主要原因は豪雨、地震、台風等である。

これら災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的として災害復旧事業



写真－1 令和元年台風第19号 浸水状況写真（阿武隈川水系内川・新川）

を実施している。

2. 災害復旧制度の趣旨

災害復旧事業費について国庫負担を定めた公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下、「負担法」という）では、法の目的を「公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保すること」と定めている。

河川、海岸、砂防、道路等の公共土木施設は、国民生活に密接な関係を有する施設である。これらの施設の災害は、民生の安定上または社会経済上重大な影響があり、被災施設の早期復旧を図ることは行政の責務である。

しかし、被災した公共土木施設の復旧に要する費用は莫大な額に達し、施設の管理者である一地方公共団体の財政能力をはるかに超えるものとなり、地方公共団体にだけ負担をかけていたのでは、被災施設の早期復旧が期しがたくなる。このため、国は負担法に基づき、洪水等の異常な天然現象により被災した公共土木施設の復旧について、地方公共団体の財政力に適應するように高率な超過累進的な国庫負担を行い、災害の速やかな復旧を図っているところである。

3. 災害復旧事業の要件等

災害復旧事業とは、「災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む）ことを目的とする」と負担法に規定され、「災害」とは「暴風，こう水，高潮，地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害」と負担法に規定されている。

国庫負担の対象となる公共土木施設は，当該地方公共団体又はその機関が災害復旧事業を施行するものと負担法に規定されている。

なお，国土交通省所管の公共土木施設は，河川，海岸，砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設，道路，港湾，下水道，公園である。

これらの要件を充足する場合であっても，災害復旧制度の趣旨，災害復旧事業の性格等から，災害復旧事業としては不適当なものがある。主な適用除外は以下のとおりである。

- ・1箇所の工事の費用が，限度額（都道府県又は指定市に係るものにあつては120万円，市町村に係るものにあつては60万円）に満たないもの。
- ・工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。

- ・維持工事とみるべきもの（但し，道路の附属物のみに係る工事を除く）。
- ・明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因したもの。
- ・甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因したもの。 など

災害復旧事業は，災害にかかった施設を原形に復旧することを目的としているが，原形に復旧することが不可能な場合には，当該施設の被災前の効用を復旧するための施設をすることも原形に復旧することに含まれる。また，災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において，これに代わる必要な施設をすることも災害復旧事業とみなされる（図－1）。

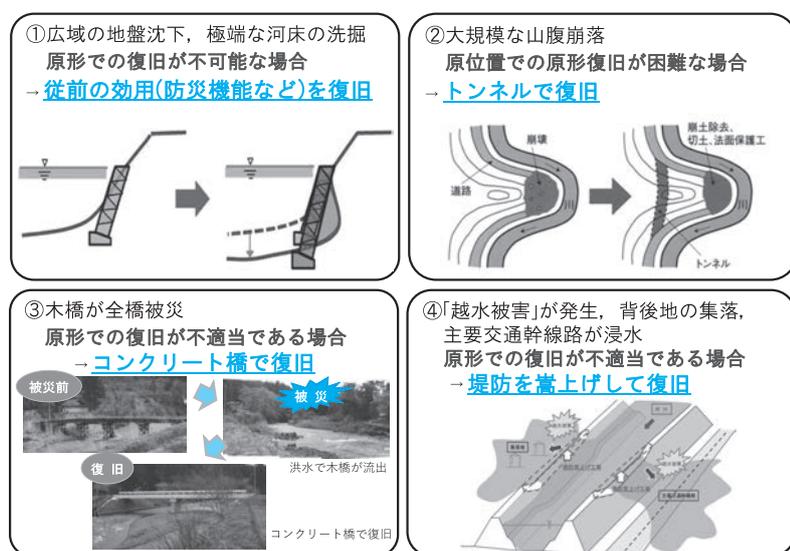
また，被災が広範囲にわたっており，被災程度が激甚である場合，一定災になり得る。

一定災とは，極めて被害が激甚な場合に行われ，災害復旧事業費で，一連区間内の被災していない区間も含め，一定計画で復旧することのできる制度である。

4. 災害復旧事業の流れ

災害の発生から災害復旧事業の完成に至るまでの災害復旧事業の主な流れを図－2に示す。

災害復旧事業費の決定のための実地調査のことを「災害査定」と呼んでおり，国土交通省の災害査定官があたり，財務省職員（立会官）が立会して行われ，少数の保留事案を除く大部分の申請案件について，工事費の決定がその場で行われる。このような取り扱いは，早期復旧という災害復旧制度の使命と，申請箇所が莫大な数に達するためであるという事業の特殊性等によるものである。



図－1 原形と異なる施設形状での復旧

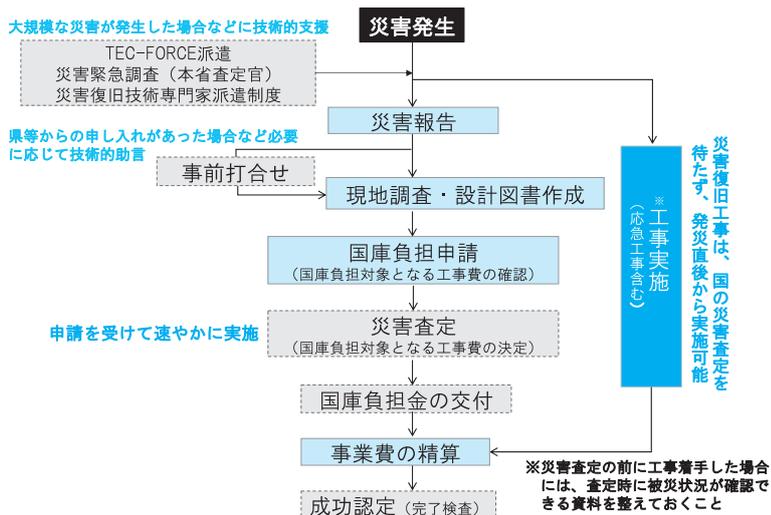


図-2 災害復旧事業の主な流れ

なお、災害査定を待たず、被災直後から復旧工事が可能であり、災害査定前に実施した復旧工事も、災害復旧事業に合致するもの全てが国庫負担の対象となる。査定前に着工する場合、写真が被災の事実を示す唯一の手段となるので、被災状況ができる限りわかる写真を撮影しておく必要がある。

また、仮道、仮締切、決壊防止など、応急的に施行する必要がある仮工事も国庫負担の対象となる。

5. 災害査定における留意点

(1) 復旧工法の選定

災害復旧事業は、一応の目的が達成され、また将来計画の一助として生かし得る最小限度に止めるべきである。このためには、負担法、施行令、施行規則、事務取扱要綱等、関係諸規定の採択条項の内容を十分理解して復旧工法を考える必要がある。復旧工法選定にあたり、特に留意すべき事項を述べると次のとおりである。

- ① 被災原因や被災メカニズムの究明に努め、必要最小限で、かつ施工しやすい工法を選定すること。
- ② 地域、環境条件等により異なるが、一般的により経済的な工法を選定すること。場合によ

ては比較設計を試みること。

- ③ 経済効果に見合う工法の選定を行うこと。
- ④ 河川の上下流、道路の前後の被災していない施設及び未施工の前後箇所等の工法をよく調査し、既設の施設とバランスのとれた工法又は統一された工法を選定すること。
- ⑤ 復旧工法が河川の上下流、対岸等に及ぼす影響を多角的に検討して、人為的な災害を引き起こさない工法を選定すること。

- ⑥ 隣接している災害箇所では、設計者間、県市町村間、年災間等で、理由もなく極端に工法が異なることのないように考慮すること。
- ⑦ 災害復旧事業は、負担法上の制約は受けるが、できるだけ各種の構造令、設置基準等に準ずることが望ましい。
- ⑧ 環境面に配慮した工法を選定すること。
- ⑨ 復旧工法の実施にあたっては、査定後の日時の経過により現地状況が変動している場合もあること等を考慮し、再度現地を確認し復旧工法を検討すること。

(2) 災害査定における留意点

災害査定にあたり、査定官又は検査官、立会官の質問に対しては、申請者の意見を十分説明し、相互に十分納得のいくまで意見を交換する。しかし、冗長にわたることは避けること。

また、実地査定では安全確保に最大限の注意を払い、危険を伴う行動は厳に慎むこと。

申請額が300万円未満の箇所又は写真等の諸資料により被災確認が可能である箇所、もしくはやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、机上査定を活用して効率のよい査定を行っていただきたい。

災害査定にあたっての申請者心得10箇条を以下に示す。

- ① 現地（特に背後地、前後施設、地質）を見ま

したか。

- ② 被災水位（DHWL）を確認しましたか。
- ③ 用地境界は確認しましたか。
- ④ 起終点は明確ですか。
- ⑤ 被災原因を把握しましたか。
- ⑥ 適正な復旧工法になっていますか。
- ⑦ 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に則していますか。
- ⑧ 仮設等の工種は適正かつ計上漏れはありませんか。
- ⑨ 設計書を担当者任せにしていますか。
- ⑩ その写真で机上査定ができますか。

6. 大規模災害時における査定方針

大規模災害発生時において、政府の激甚災害指定の見込みが公表された時点で、事前にルール化した災害査定効率化の内容を速やかに適用する査定方針を平成 29 年発生災害から運用している。

具体的な内容としては、

- ① 机上査定上限額の引き上げ
会議室で書類のみで行う机上査定の上限額（原則 300 万円未満）の引き上げにより、査定期間を短縮
- ② 採択保留金額の引き上げ
現地で決定できる災害復旧事業の金額（原則 4 億円未満）の引き上げにより、早期着手が可能
- ③ 設計図書の簡素化
設計図書の作成において、航空写真や代表的な断面の活用により測量・設計期間を短縮などの効率化を事前ルール化している。
これまで、平成 30 年災では 7 月豪雨、北海道

胆振東部地震、令和元年災では台風第 19 号・20 号・21 号で適用されている。

7. 改良復旧事業

災害復旧事業は原形復旧を原則とするため、被害が激甚な場合、被災箇所原形復旧のみでは事業の効果が限定されることがある。このような場合、被災箇所も含む一連区間について再度災害の防止と安全度の向上を図るために、一定計画等に基づき改良復旧を行うことが必要であり、これらの要請を受けて、改良復旧事業制度が整えられてきた。

改良復旧事業は災害復旧事業費に改良を加え、一定区間を改良復旧する制度であり、災害復旧助成事業と災害関連事業がある。この他、河川又は砂防の改良復旧事業に支障となる障害物等を除去又は是正する河川等災害関連特別対策事業や、環境に配慮した復旧を行う特定小川災害関連環境再生事業がある。

また、河川の改良復旧事業にあたっては「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づくとともに、「多自然川づくりアドバイザー制度」を活用することを原則としている。

8. おわりに

近年、大規模な災害が頻発しており、地域の復旧・復興に際し、災害復旧事業は不可欠なものとなっています。今後とも本制度を活用いただき、必要な災害復旧が適切に進められることを期待しております。